

1 補助にあたっての要件

対象団体	<ul style="list-style-type: none"> ● 千葉市内に住所を有する60歳以上の者で構成され、千葉市に活動拠点がある団体 ◎宗教活動、選挙活動及び営利を目的とした活動をしている団体は対象となりません。 ※原則として、バスに乗車する方全員が千葉市内に住所を有する60歳以上の場合に限ります。 											
補助対象活動	<ul style="list-style-type: none"> ● 視察、研修又は学習活動 ● 社会福祉等に関するボランティア活動 ◎観光、遊興その他娯楽が主たる目的の活動は利用できません。 ◎当日バスに乗車する団体の人数が11名以上でないと対象となりません。 											
対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ● バスの借上料（消費税を含む） ◎高速道路等の通行料、駐車場の使用料及び運転手に係る食事代、宿泊料その他の付帯費用を除きます。 											
交付回数	<ul style="list-style-type: none"> ● 1団体につき1年度（4月1日から翌年の3月31日）あたり2回まで ● 社会福祉等に関するボランティア活動を行う場合は、1年度あたり3回まで 											
借上バス	<ul style="list-style-type: none"> ● 民間バス会社等からバスを直接借り上げてください。（道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号ロに規定する一般貸切旅客自動車） ◎旅館等の送迎用バスやレンタカーなど(白ナンバー)は対象になりません。 ◎補助対象は1台分です。ただし、1回で2台以上使用した場合の補助対象台数は2台以内とします。その場合は2回利用したものとします。 											
補助金額	<ul style="list-style-type: none"> ● 使用するバス（乗車人員）に応じて次の補助額となります。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">補助対象（借上バス1台当たり）</th> <th style="width: 15%;">バスの種類</th> <th style="width: 15%;">補助率</th> <th style="width: 20%;">限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補助対象者（本市内に住所を有する60歳以上の者をいう。以下同じ）が11人から29人乗車する場合、かつ、補助対象者の介助者の総数が必要最小限と認められる場合（運転手及び添乗員を除く。）</td> <td>マイクロバス等</td> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">補助対象 経費の 1/2</td> <td style="text-align: center;">30,000円</td> </tr> <tr> <td>補助対象者が30人以上乗車する場合、かつ、補助対象者の介助者の総数が必要最小限と認められる場合（運転手及び添乗員を除く。）</td> <td>大型バス等</td> <td style="text-align: center;">40,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎バス会社の都合などで、やむを得ず29人以下で大型バスを使用する場合は、11人から29人の補助額で申請してください。 また、補助対象人数に見合った型のバスの見積書が必要です。</p> <p>◎ 補助対象人数が35人の団体が、78,750円の大型バスを借りた場合 $78,750円 \times 1/2 = 39,375円$ ↓ 39,300円 となります。 ※100円未満切り捨てのため</p>	補助対象（借上バス1台当たり）	バスの種類	補助率	限度額	補助対象者（本市内に住所を有する60歳以上の者をいう。以下同じ）が11人から29人乗車する場合、かつ、補助対象者の介助者の総数が必要最小限と認められる場合（運転手及び添乗員を除く。）	マイクロバス等	補助対象 経費の 1/2	30,000円	補助対象者が30人以上乗車する場合、かつ、補助対象者の介助者の総数が必要最小限と認められる場合（運転手及び添乗員を除く。）	大型バス等	40,000円
補助対象（借上バス1台当たり）	バスの種類	補助率	限度額									
補助対象者（本市内に住所を有する60歳以上の者をいう。以下同じ）が11人から29人乗車する場合、かつ、補助対象者の介助者の総数が必要最小限と認められる場合（運転手及び添乗員を除く。）	マイクロバス等	補助対象 経費の 1/2	30,000円									
補助対象者が30人以上乗車する場合、かつ、補助対象者の介助者の総数が必要最小限と認められる場合（運転手及び添乗員を除く。）	大型バス等		40,000円									

2 交付申請について

申請期間	<ul style="list-style-type: none"> ● 原則として実施する月の2か月前の月の1日から末日の間で受け付けます。郵送による場合は、期限内に届くようにしてください。 											
	実施する月	4月、5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	申請を受け付ける月	3月※	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月
<p>※4・5月実施分は3月3日～31日で仮申請を受け付けます。</p>												

《重要事項》

- ①関係書類は、補助金受領後5年間保存してください。
- ②以下に該当する場合は、千葉市補助金等交付規則に基づき、団体の活動場所への立ち入り調査を行い、補助金の返還をしていただきますのでご注意ください。
 - ・申請書記載のとおり事業が実施されていない。
 - ・市が実施する（市が他の団体に委託する）助成・補助金を受け取っている。
- ③名称の異なる団体で構成員の3分の2以上が共通する場合は、交付決定を取り消します。